

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年１０月町田市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（任命権者の報告事項） 第３条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員及び同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （１）～（１１）略	（任命権者の報告事項） 第３条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （１）～（１１）略

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。